

## 民間防火組織等の防火・防災普及啓発推進事業実施要綱

### 第1 趣旨

財団法人日本防火協会は、財団法人自治総合センターが宝くじの普及広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入を財源として、この要綱の定めるところにより、民間防火組織等の育成強化を図るための助成を行い、災害に強い安全な地域づくりを推進するとともに、宝くじの普及広報を行うものとする。

### 第2 助成対象事業

1 助成対象事業は、次の基準に適合するものとする。

- (1) 宝くじの普及広報の効果が発揮できるものであること。
- (2) 他に国の補助金の交付を受けないものであること。
- (3) 当該年度に確実に事業を完了するものであること。

2 助成対象事業は、次に掲げるものとする。

(1) 防火防災訓練用資器材助成事業

災害発生時の初期段階において、地域の民間防火組織等の初期消火活動及び救出救護活動等は不可欠であり、そのためには日頃の訓練が重要であるので、これらの活動を行う民間防火組織等を育成することを目的とした助成事業

(2) 防火広報用視聴覚資器材助成事業

平素における民間防火組織等の防火思想の高揚及び育成強化等を効果的に推進し、災害に強い人づくりに努めることを目的とした助成事業

(3) 幼年消防用活動資器材助成事業

幼児期から火遊び防止のしつけをし、将来立派な人間になるための素地を養うためには、平素から民間防火組織である幼年消防クラブに対し、防火思想の普及啓発を行うことが必要であるので、この民間防火組織等を育成することを目的とした助成事業

3 2の助成対象事業は、別表のとおりとする。

### 第3 助成対象事業者

1. 防火防災訓練用資器材助成事業

助成対象者は、市町村及び事務組合（以下「市町村等」という。）とする。

2. 防火広報用視聴覚資器材助成事業

助成対象事業者は、都道府県及び市町村等とする。

3. 幼年消防用活動資器材助成事業

助成対象者は、市町村等とする。

#### 第4 助成金

- 1 助成金は、助成対象経費の100%以内の助成率とする。
- 2 助成金は、次に定める範囲内の額とする。

(1) 防火防災訓練用資器材助成事業	600千円
(2) 防火広報用視聴覚資器材助成事業	1,000千円
(3) 幼年消防用活動資器材助成事業	400千円

#### 第5 宝くじの普及広報

- 1 この要綱による助成金の交付を受けた都道府県知事及び市町村等の長は、本事業の財源が宝くじの普及広報事業費であることに鑑み、当該助成備品に別に定める表示を行うものとする。

なお、「宝くじ普及広報デザイン」の表示に係る経費は助成対象とする。
- 2 市町村の広報誌を通じ「宝くじの助成金で整備した」旨の広報を行うものとする。

#### 第6 助成の申請手続き

この要綱により助成を受けようとする都道府県知事は直接、市町村等の長は、都道府県知事を経由して、財団法人日本防火協会会長（以下「会長」という。）に助成申請書（別記様式第1）を提出するものとする。市町村等の場合において、都道府県知事は、当該助成申請書に関し、意見（別記様式第2）を付して送付するものとする。

#### 第7 助成の決定等

- 1 会長は、送付された助成申請書の内容を審査し、助成する事業及び助成額を決定するものとする。
- 2 1により助成を決定した場合は、会長は、その旨を都道府県知事に、又は都道府県知事を経由して市町村等の長に通知するものとする。

#### 第8 助成対象事業の内容変更

助成対象事業について、その内容に変更が生じた場合は、都道府県知事にあつては直接、市町村等の長は、直ちにその理由を付して、都道府県知事を経由して会長に報告し、その承認を受けるものとする。（別記様式第3により報告）

#### 第9 助成金の交付

- 1 都道府県知事及び市町村等の長は、助成対象事業を完了し、助成金の交付を受けようとするときは、実績報告書（別記様式第4）を会長に2部提出するものとする。

ただし、市町村等の長の場合は、都道府県知事を経由するものとする。
- 2 会長は、実績報告書を受理した後、その交付すべき助成金の額を確定し、都道府県

知事及び市町村等の長に交付するものとする。

ただし、市町村等の長に交付するものは、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

附則（平成 12 年 5 月 2 日伺定）

この要綱は、平成 12 年 5 月 2 日から適用する。

附則（平成 13 年 11 月 15 日伺定）

この改正要綱は、平成 13 年 11 月 15 日から適用する。

附則（平成 15 年 12 月 24 日伺定）

この改正要綱は、平成 15 年 12 月 24 日から適用する。

附則（平成 16 年 11 月 26 日伺定）

この改正要綱は、平成 16 年 11 月 26 日から適用する。

附則（平成 18 年 1 月 6 日伺定）

この改正要綱は、平成 18 年 1 月 6 日から適用する。

附則（平成 20 年 1 月 18 日伺定）

この改正要綱は、平成 20 年 1 月 18 日から適用する。

別 表

助成対象事業の例

区 分	事 業 例
( 1 ) 防火防災訓練用 資器材助成事業	ア 消火訓練用放射器具・模擬消火訓練装置セット ( 光波消火器セット、水消火器セット等 )
	イ 心肺蘇生訓練用マネキンセット、AED トレーナー
	ウ 煙体験用資機材 ( 煙体験ハウス、煙発生装置 )
( 2 ) 防火広報用視聴 覚資器材助成事業	視聴覚資器材セット [ 液晶ビジョン ( 据え置き・天吊り両用型液晶ビデオ 投写装置 ) ビデオデッキ ( DVD も可。 ) スクリーン ( 100 型 三脚付 ) ビデオムービカメラ・デジタルカメラ・アクセサリキット、 アンプ、スピーカー及び付属品一式 ]
( 3 ) 幼年消防用活動 資器材助成事業	幼年消防用鼓笛隊セット [ メジャーバトン、太鼓 ( 大・中・小、キャリングホルダー付 ) シンバル、ベルリラ、マーチングキーボード、ベスト、ベレー 帽、指導書など ]

1. (1)については、ア、イ、ウのうち1つを選定してください。
2. (1)又は(2)を申請した団体であっても、別に(3)の資器材も申請できるものとする。
3. 今回新たに別表以外の取扱いとして、幼年消防用法被及び婦人(女性)防火用法被を購入することについては、可とします。ただし、これらの購入限度額は、100 千円とし、この法被の背には、「防火」又は「婦防」と表示するものとします。